

# 青森県報

第二千四百十二号

平成十六年  
十二月一日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二

青森県民生委員の定数の一部改正……………(同) ……二

救急病院の設置……………(医療業務課) ……四

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……四

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……五

### 公 告

公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(整港漁場課) ……七

### 雑 報

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……九

### 正 誤

宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課) ……一〇

昭和三十九年十二月一日定例規則中……………(経理課) ……二

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第六十五号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表は川団地の項中「二百五十七戸」を「二百八戸」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十六年十二月二日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第七百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
きどくりニック	八戸市白銀三丁目六の一	平成二五・一三
雪田内科小児科医院	青森市佃二丁目三の二八	一六・九三〇

亀田内科医院 古館歯科診療所	十和田市稲生町八の二八 十和田市稲生町一五の二七	" "
-------------------	-----------------------------	-----

青森県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人啓友会きどくりニツク	八戸市白銀三丁目六の一	平成 五 二 一
小松ヶ丘歯科医院	上北郡六戸町小松ヶ丘三丁目七七の一〇七六	一六 九 七
ひまわり薬局城東店	弘前市大字福村字新館添一四の二	一六 一〇 一
みはな薬局	八戸市湊高台五丁目二〇の二一	"
佐々木歯科医院	青森市久須志一丁目一三の一九	一六 一〇 六
あい薬局市民病院前	八戸市大字田向字毘沙門前一二の一	一六 一〇 三
第2久保田歯科	上北郡野辺地町字野辺地八六の一	一六 一〇 三
カド薬局くぐりざか店	青森市大字久栗坂字山辺八九の一四	一六 一 一
みんな野薬局	十和田市西三番町一の二八の四	"

青森県告示第七百一十一号

平成十五年十二月八日青森県告示第八百四十二号（青森県民生委員の定数）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

市町村名	民生委員の定数
青森市	五九九人
弘前市	三六一人
八戸市	四九〇人
黒石市	九七人
五所川原市	一一二人
十和田市	一二六人
三沢市	九三人
むつ市	一〇四人
平内町	四五人
蟹田町	一六人
今別町	一八人
蓬田村	一一人
平舘村	一〇人
三厩村	一三人
鱒ヶ沢町	六〇人
木造町	六一人

板柳町	碓ヶ関村	田舎館村	常盤村	平賀町	浪岡町	尾上町	大鱧町	藤崎町	西目屋村	相馬村	岩木町	車力村	稲垣村	柏村	岩崎村	森田村	深浦町
四六人	一四人	二六人	一八人	五五人	五四人	二六人	四〇人	二三人	九人	一四人	三一人	一九人	一七人	一四人	一三人	一七人	三一人

大畑町	川内町	六ヶ所村	天間林村	下田町	東北町	上北町	横浜町	六戸町	十和田湖町	百石町	七戸町	野辺地町	小泊村	市浦村	鶴田町	中里町	金木町
二九人	二五人	三四人	二三人	三三人	二六人	二五人	二一人	二八人	二三人	二三人	三四人	四四人	一五人	一五人	四五人	三七人	三七人

大間町	一七人
東通村	二六人
風間浦村	一二人
佐井村	一四人
脇野沢村	一一人
三戸町	四五人
五戸町	五六人
田子町	二四人
名川町	二八人
南部町	二〇人
階上町	三四人
福地村	二〇人
南郷村	二〇人

新郷村	一二人
計	三、五三六八

青森県告示第七百十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
村上病院	青森市青柳二丁目五の二七	平成十九年十月五日

青森県告示第七百十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十六年十一月二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地 日和産業株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24-9	収去場所 同 左	飼 料 の 名 称 トキワ印 配合飼料 トキワ幼雛AP	製 造 年 月 16.10	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg
				25.7	5.1	1.16	0.76	2.1	5.8				3,000	11.6	

ノーサン印 子豚育成用配合飼料	16.10	17.4	3.7	0.77	0.53	2.7	4.3			77.0		13.4
スパートG												
ニチワ印 成鶏飼育用配合飼料	16.11	18.2	4.6	3.72	0.49	2.5	11.4				2,870	12.1
ハイニュースター												
ニチワ印 フロイラー肥育後期用配合飼料	16.11	17.6	7.2	0.89	0.54	2.3	4.5				3,180	13.1
ニチワ印 フロイラー肥育前期用配合飼料												
ニチワ印 フロイラー肥育後期用配合飼料												
ニチワ印 フロイラー肥育後期用配合飼料	16.11	18.6	7.1	0.97	0.60	2.6	4.9				3,250	13.0

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十六年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度（ヘクタール）
中村川～笹内川	水源かん養保安林	五〇一・八二
岩木川下流	〃	六八・九三
岩木川上流	〃	一、〇七二・九七
平川	〃	五六三・七八
浅瀬石川	〃	六八一・四三
今別川～蟹田川	〃	二五七・七六
青森地区	〃	六〇九・八七

下北東部	〃	五九・九七
下北西部	〃	六一・九五
上北地区	〃	六〇・二四
七戸川	〃	五八一・四五
奥入瀬川	〃	七一八・二九
馬淵川下流	〃	九四五・三〇
新井田川	〃	一五二・五八
中村川～笹内川	土砂流出防備保安林	一六五・八〇
岩木川下流	〃	三〇五・四四
岩木川上流	〃	七・四〇
平川	〃	四〇・六八
浅瀬石川	〃	一〇六・三四

三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・三五	九五・九〇	一・二四	七五・七六	二二・四四	一四九・五二	一四二・三三	一八・三三

〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村	〃 岩崎村	〃 深浦町	西津軽郡鱒ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃
〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	二・五〇	一五・七〇	〇・〇二	五三・七一	六九・二〇	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇



びの地点との地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一三二五五六・一四八一

Y座標 マイナス一 九八・三四二七

の地点 X座標 プラス一三二五五五・六一七八

Y座標 マイナス一 九八・九四一七

の地点 X座標 プラス一三二五五五・一九一

Y座標 マイナス一 九八・五六三九

の地点 X座標 プラス一三二五二三・四四九

Y座標 マイナス一 一六・八八二

の地点 X座標 プラス一三二五二二・九五三五

Y座標 マイナス一 一六・七九九四

の地点 X座標 プラス一三二五二一・九五四

Y座標 マイナス一 一七・九二八六

の地点 X座標 プラス一三二五二五・五八三三

Y座標 マイナス一 一二・二八九四

の地点 X座標 プラス一三二五二五・一二四六

Y座標 マイナス一 一二・二八七六

の地点 X座標 プラス一三二五二四・五二五六

Y座標 マイナス一 一二・二七七三

の地点 X座標 プラス一三二五四八・六六二

Y座標 マイナス一 九七三・七二四六

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用

いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及

びの地点との地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T・P・プラス・四

メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一三二六四二・七 八二

Y座標 マイナス一 五六・九六三二

の地点 X座標 プラス一三二六四二・三七六八

Y座標 マイナス一 五七・三三七六

の地点 X座標 プラス一三二六四二・八三八八

Y座標 マイナス一 五七・七四六五

の地点 X座標 プラス一三二六 六八四三

Y座標 マイナス一 一 五・三六九六

の地点 X座標 プラス一三二六 二二三三

Y座標 マイナス一 一 四・九六六

の地点 X座標 プラス一三二五九八・九六三

Y座標 マイナス一 一 六・三八三三

の地点 X座標 プラス一三二六 六・四五九

Y座標 マイナス一 一 一・三・一一四

の地点 X座標 プラス一三二六五 一九六一

Y座標 マイナス一 一 六三・五九二二

3 面積

の区域 四七九・九五平方メートル

の区域 六二・七六平方メートル

合計 一、一・七一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡川内町大字松川字稲沢二九五番地の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用

いて得た次の各点のうち、の地点から ②⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及

びの地点と②⑥の地点とを結ぶ直線で囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一三二五五五・八三

Y座標 マイナス一 九五九・三六七六

の地点 X座標 プラス一三二六六三・一三三四

Y座標 マイナス一 五五・一六

②①の地点 X座標 プラス一三二六 六・五二九七

Y座標 マイナス一 一 八・九五七三

②②の地点 X座標 プラス一三二五三四・四五六二

Y座標 マイナス一 五五・一六



公 告

- ②3の地点 X座標 プラス一三二四六八・六七五六  
Y座標 マイナス一三三二・八四九九
  - ②4の地点 X座標 プラス一三二四七一・九九六八  
Y座標 マイナス一三三三・五七七五
  - ②5の地点 X座標 プラス一三二五九・二八六六  
Y座標 マイナス一八九・九三二
  - ②6の地点 X座標 プラス一三二五二四・二六二四  
Y座標 マイナス一九九四・一八六三
- 3 面積  
一四、五一・一平方メートル
- 四 埋立地の用途  
漁港施設用地

大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター  
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社タツミヤ 東京都八王子市曙町一丁目三三 の二三 代表取締役 曲渕恵美子	変 更 後	株式会社タツミヤ 東京都八王子市曙町一丁目三三 の二三 代表取締役 指田努	年 変 月 日 更
四	届出年月日 平成十六年十一月二十二日			平 成 一 六 ・ 一 一 ・ 一 八

- 五 届出書の縦覧  
1 場所 青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所  
2 期間 平成十六年十二月一日から平成十七年四月一日まで  
3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。  
1 提出期限 平成十七年四月一日  
2 提出先 青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項  
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
（三）意見及びその理由
- 4 言語 意見書は、日本語により記載すること。



昭和五十八年 第一〇四号	発行年月日 発行番号
規 則	区 分
第一〇九号	番 号
一五五	ペー ジ
表	行
誤 誌	誤
誤 誌	
正 誌	正
正 誌	

正  
誤

経  
理  
課

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
八四四三二〇九〇八七六九五	八四四三二〇九〇八七六九五
渡 佐 小 小 松 宮 齊 浅 石 成 木 高 櫻 小 山	渡 佐 小 小 松 宮 齊 浅 石 成 木 高 櫻 小 山
邊 藤 山 枝 本 崎 藤 原 田 田 村 坂 井 田	邊 藤 山 枝 本 崎 藤 原 田 田 村 坂 井 田
康 千 和 泰 守 正 要 昌 芳 拓 単 靖 恭	康 千 和 泰 守 正 要 昌 芳 拓 単 靖 恭
博 丈 也 幸 弘 治 明 一 平 輝 生 吏 士 子	博 丈 也 幸 弘 治 明 一 平 輝 生 吏 士 子
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
五〇〇一	五〇〇一
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
八 一 三 六 三 六 四 四 三 五 三 二 一 八	八 一 三 六 三 六 四 四 三 五 三 二 一 八
池 古 森 涉 中 木 福 石 宮 田 齋 大 阿	池 古 森 涉 中 木 福 石 宮 田 齋 大 阿
田 賀 谷 山 村 井 岡 越 村 藤 屋 部	田 賀 谷 山 村 井 岡 越 村 藤 屋 部
さ 美 智 英 佳 秀 滝 英 律 正 信	さ 美 智 英 佳 秀 滝 英 律 正 信
き 樹 美 光 代 子 悦 世 子 博 子 寛	き 樹 美 光 代 子 悦 世 子 博 子 寛
い 崇 子 美 光 代 子 悦 世 子 博 子 寛	い 崇 子 美 光 代 子 悦 世 子 博 子 寛

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭